

号外

全国福祉保育労働組合

日本ヘレンケラー財団分会 NEWS

号外 NO.1

分会NEWSは福保労のホームページに掲載しています。ス

マホでも閲覧できます。「福保労 大阪」→ 検索

☆ホームページ <http://www.ofhr.net>

〒543-0055

大阪市天王寺区悲田院町8-12 国労近畿会館3階

TEL 06-6773-8441 FAX 06-6773-

8292

未払い賃金裁判、全面勝利和解成立!!!

和解調書に異例の文言、認められる!

◎原告側(職員側)の全面勝利

社会福祉法人日本ヘレンケラー財団の理事長が、職員からの再三にわたる差額未払い賃金の請求に応じず、大阪地方裁判所に訴えられていた裁判は、提訴から1年5ヶ月を経た平成28年3月23日、**原告側職員の「全面勝利和解」**が成立しました。

提訴とほぼ同時に、労働基準監督署からも是正勧告が出されていましたが、法人に反省の色はなく、法廷でも根拠のない反論や不可解な主張を繰り返していましたが、原告と弁護団は、「未来に活きる解決を目指す」ことを最重要課題として、粘り強くたたかってきました。

●法人の「異常な」労使関係が原因

裁判長は、日本ヘレンケラー財団における「異常な労使関係」が

そもその原因であると考慮され、「未来志向で」と、今後正常な労使関係を築いていくことを前提に法人の改善を示唆し、幾度も進行協議が重ねられました。

◎法人は、「今後、労使間で誠実に協議することを確認」!!!

その結果、この裁判の和解調書には、賃金裁判としては異例の条項を組み入れることが認められ、画期的な勝利を成し遂げることができました。※その条文は下段の通り。

●全国のみなさんの御支援に感謝

本事件は、分会内外の職員のみなさん、福祉保育労大阪地本及び全国の組合員のみなさん、大阪労連や各関係団体のみなさん等の多大なご支援をいただき、**該当職員全員を救済**することができました。ここに深く感謝致します。

◆◆ 和解条項より ◆◆

1. 被告(法人)は、原告らに対し、各原告の採用時から第4項記載の支払い日まで、給与規則の「初任給特例」を適用せず、賃金(賞与・期末手当を含む。)の一部を支払っていなかったことを認め、今後は公平・適正な運営をすることを約する。
6. 被告は、今後、賃金等の労働条件に関する事項について労使間で誠実に協議することを確認する。

～ 利用者と利用者を支援する職員の幸福は表裏一体です
利用者と職員を大切にす法人へと、今、変革が求められています ～